

## 国名:カンボジア

## ■ 公的な社会保障制度

1. 社会保険制度	
枠組み・概要	<p>■カンボジアにおける医療・介護・年金を含む社会保険制度は残念ながら未だ整っていない。一部制度は制定されているものの、まだ実行されていないものが多い。民間年金制度もまだ実行されていない。医療保険制度も、カンボジア縫製業協会(GMAC)加盟の縫製・製靴工場の従業員に対して実施されているものの、全国に浸透するまでに至っていない。</p> <p>■社会保険制度の基本法として2002年8月に「労働者のための社会保障法」が規定され、その運用を定めた国家社会保険基金設置に関する政令16号が、2007年に発布された。社会保険制度は国家社会保険基金により運営されることになっている。同基金は、労働職業訓練省が実務を担当し、経済財務省が財政面を管轄する。</p> <p>■2017年7月24日にフン・セン首相は、政府として国家社会保障政策の枠組みを2016年から2025年までの期間で拡大し、既存の限定的な社会保障計画を拡大すると発表した。新たな国家社会保障制度は、年金、医療保険、雇用傷害保険、失業保険、障害保険の5つの領域をカバーする制度を作るものであると首相は発表している。年金に関しては、今まで公務員・兵士などの退職者が年金をもらっているが、民間セクターで働く人々のための年金制度は存在していなかった。2017年3月に発表され、2017年後半に制度が規定された民間向けの制度では、2018年末か2019年から、現行案では現役の給与の80%を受け取れると期待されている。閣僚会議および諮問委員会において、国家社会保険基金に含まれる医療保険、雇用傷害保険、失業保険、障害保険を含むそれぞれの制度について議論された。現在、それぞれに関する法案が策定あるいは策定準備されている。政府は、2025年にまでに全国で実施する方針だ。政府、特に労働職業訓練省は、企業経営者に対して国家社会保険基金への登録を呼び掛けているが、加入率はまだ低い。労働者に付与する無償医療や産休などの手当では、同基金への加入が条件となる。</p>
所管官庁・対象範囲	労働職業訓練省が実務を担当し、経済財務省が財政面を管轄している。

1-1.	医療保険制度	適用
1)	有/無	有
2)	日本語名称	国家社会保険基金-健康保険制度
3)	現地語(および英語)名称	បេឡាណាតិវបសន្តិសុខសង្គម (National Social Security Fund:NSSF)
4)	概要	<p>社会保険制度としてカンボジア全土に認知されているのは国家社会保険基金(National Social Security Fund:NSSF)である。国家社会保険基金は1996年6月15日付けの「公社の一般規則に関する法律(Law on General Statute of Public Enterprise)」による政令と1997年12月31日付けの「公的機関の司法規則に関する勅許No.1297/91(Royal Decree No. 1297/91 on Judicial Statute of Public Establishment)」により設立された公的機関。国家社会保険基金は、現状、健康保険制度と労働災害保険を運営している。</p> <p>カンボジア王国政府は、適切な医療サービスを提供する目的で、労働者の健康問題の改善に積極的に取り組んでいる。1997年以来、労働法により、すべての民間企業は、労働者のために労働安全衛生部から無料治療サービスを受けることを義務付けられている。NSSFは全ての企業に対して健康保険と労働災害保険に、全ての従業員が加入することが義務付けている。</p> <p>健康保険制度は機能しているが、全国で普遍的に加入しているとは言えない状態で、2016年でのNSSFへの登録企業数(縫製・靴業・その他の製造業)は6,868社。現在NSSFは各企業に加入してもらうために、また労働者数を正確に把握し、労働者のデータを収集することを目的として、各企業・工場への実際の訪問調査を繰り返している。プノンペンのみならず、地方における調査も開始された。縫製・靴業から始まっており、現在は銀行、ホテルを中心とした一部サービス業に展開しているが、近い将来には全ての業種に拡大する予定。NSSFの公式ホームページによると、2018年4月の時点でのNSSFへの登録企業数、縫製・靴業・その他の製造業と一部のサービス業を合わせ9,207社、凡そ1,169,364人。そのうち女性が817,719人いる。</p>
5)	保障対象	疾病、怪我、死亡(葬儀費用)
6)	保障金額	実際掛かる治療費用100%

7)	被保険者	<p>国籍、人種、性別、宗教、政治的立場、家柄、社会的出自、労働組合の組合員であるか否か、労働組合における活動などに関わりなく、以下の者がこの法律で保護される対象者となる(同法第4条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の性質、形態、契約の有効期限、受け取る賃金の額に拘わらず、カンボジア国内で雇用者の利益のために働く、労働法に定められた全ての従業員(代表取締役以外の経営陣も対象)。</li> <li>・公務員共通規則や外交官規則が適用されない国家作業員や公共の作業を行う者。同様に一時的に公共サービスに任じられている者。</li> <li>・リハビリテーション・センターに加わっている訓練中の者及び見習いを含む。</li> <li>・自営業の者。</li> <li>・季節労働者または臨時労働者。</li> </ul> <p>※労働に従事していない者は対象外。</p>
8)	保険料	<p>従業員給与総額の標準報酬月額2.6%とされなければならない(当初は雇用者の負担が50%(標準報酬月額1.3%)、従業員の負担が50%(標準報酬月額1.3%)であったが、現在では雇用主が100%(標準報酬月額2.6%のすべて)を負担する義務がある。</p>
9)	関係法令	<p>2002年9月25日「労働法の規程に定められた者に対する社会保険制度に関する法律(Law on Social Security Schemes for Persons Defined by the Provisions of the Labor Law)」(同法第6条)</p>
10)	備考(参考URLなど)	<p><a href="http://www.nssf.gov.kh/default/health-care-scheme-2/">http://www.nssf.gov.kh/default/health-care-scheme-2/</a></p>
		<p><a href="http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/investors-information/social-securities.html">http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/investors-information/social-securities.html</a></p>
		<p><a href="http://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&amp;p_isn=71910">http://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&amp;p_isn=71910</a></p>

1-2.	年金保険制度	適用
1)	有/無	有(ただし、2018年3月現在は公務員向けの別制度のみ。現在、民間の労働者向けにも制度準備中)
2)	日本語名称	国家社会保険基金-年金制度
3)	現地語(および英語)名称	បេឡាជាតិរបបសន្តិសុខសង្គម(National Social Security Fund:NSSF)
4)	概要	<p>民間セクターの労働者のための年金制度は、カンボジア王国政府が制定を準備している。このメカニズムにより、現在の民間セクターの労働力が将来への安心感を持ち、家族や子どもに完全に依存するのではなく、老後に自分自身で生活することができることを目的として制度化を進めている。</p> <p>年金制度の給付には老齢年金と手当、傷病年金、遺族年金と手当が含まれる(同法第7条)。55歳以上の国家社会保険基金(NSSF)の加入メンバーは、年金の受給権を有しているが、二つの条件を満たす必要がある。国家社会保険基金に少なくとも20年間加入していること、少なくとも10年以上前から年金の受給資格を得る日までの間に、国家社会保険基金に最低でも60ヶ月間保険料を支払うこと。</p> <p>この新制度は、公共と民間セクターの両方の労働力を育成するのに貢献する制度となる。年金制度に加入することができるのは公務員のみであるという現状から、民間の労働者も加入できるようになるという点が、従来からの最も大きな変化。この民間セクターの労働者ための年金制度の提案は2015年後半に開始され、2018年には、その年金制度を管轄する組織が労働職業訓練省のNSSFによって設置される見込み。それに伴い、同年金制度に関しては、2018年の末に運用開始される予定。</p>
5)	保障金額	未定(省令がまだ出ていないため、正しい金額が確定されない)
6)	被保険者	民間セクターで働いている従業員 (経営者や労働に従事していない人など、従業員以外を対象にならない。)
7)	保険料	未定(省令がまだ出ていないため、正しい金額が確定されていない)

## ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査

8)	関係法令	2002年9月25日「労働法の規程に定められた者に対する社会保険制度に関する法律(Law on Social Security Schemes for Persons Defined by the Provisions of the Labor Law)」
9)	備考(参考URLなど)	<a href="http://www.nssf.gov.kh/default/pension-scheme-2/">http://www.nssf.gov.kh/default/pension-scheme-2/</a>
		<a href="http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/investors-information/social-securities.html">http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/investors-information/social-securities.html</a>
		<a href="http://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&amp;p_isn=71910">http://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&amp;p_isn=71910</a>
1-3.	介護保険制度	適用
1)	有/無	無

2. 高齢者福祉	
枠組み・概要	カンボジアにおいては、高齢者を対象とする社会福祉制度は十分に整っていない。
所管官庁・対象範囲	なし
3. 社会保険制度以外の医療・介護に係る公的扶助制度	
<p>枠組み・概要</p> <p>※低所得者等を対象とした特に医療・介護に係る公的扶助制度があれば記入。</p>	<p>ヘルス・エクイティ・ファンド          មូលនិធិសមធម៌សុខភាព (モルニティ・サムトウ・ソカピバー)、(Health Equity Fund, HEF)</p> <p>■本基金はカンボジアの保健省が管轄しており、労働法に定められている社会保障制度の一つ。受益者は医療費を無料で受けることができ、病院までの交通費も支給される。事前に在住している地域で登録または貧困世帯認定(ID POOR)を受けた場合、指定された医療機関で無料医療サービス、食事や交通費が支給される。場合により、死亡の時には、葬儀費用も支給される。貧困者に対して、すべてあるいは一部の費用を補償する制度。</p> <p>■2000年から世界保健機関(WHO)による試験運用が始められた。成果が得られたため、現在ではカンボジア王国政府が40%そして開発パートナーや各団体から60%の支援を受けている。資金は、Health Sector Support Program 2(HSSP2)という外部ドナーによるプールファンドメカニズムや、ドナーからの直接の支援を利用している。また、国連児童基金、URC、スイス赤十字、民間企業、NGO、NPOなどから支援を受けている。毎年更新される貧困層の基準の下に置かれる立場・経済状態ならば、給与額の設定とは別に加入できる。</p> <p>■当該受益者になるにはいくつかの条件を満たし、そして住んでいるコミュニティまた最寄りの保健センターにて面接を受けなければならない。また、村役場あるいは区役所で貧困層に属する住民であることを証明するために、面接を受けて、証明書を発行してもらう必要がある(生活水準が国家の定めた貧困線(貧困ライン)の下に置かれる者が対象。1日2ドル未満の生活を送っている者は地域・村などの役場に行き、貧困証明書を発行してもらう)。貧困資格証明書をもらってから、当該受益者は関係のNGOに出向く必要がある。これは病院で診断や治療を受けた際に支払うのは当該受益者ではなく、NGOが支払う制度であるためだ(当基金の各地における運営管理は第三者であり、一般的には独立の機関で、ロカールのNGOが多い)。</p> <p>■国内すべての州に当該受益者が存在している。2014年の保健省のレポートによれば、2012年の時点では貧困層の受益対象者数が245万人いた。そのうち、当該受益者が76%であったが、2013年に85%、2014年には90%となった。カンボジア王国政府は、2015年までに、当該制度の受益者が対象の貧困層の100%になるよう力を入れていた。2015年の時点でHEFの対象となっている公立医療機関は1,069カ所のヘルスセンターと、138の地方病院である。</p> <p>参考資料          保健省『ANNUAL HEALTH FINANCING REPORT 2015』  <a href="http://dfat.gov.au/about-us/publications/Documents/cambodia-ministry-of-health-annual-health-financing-report-2014.PDF">dfat.gov.au/about-us/publications/Documents/cambodia-ministry-of-health-annual-health-financing-report-2014.PDF</a> (2018年01月09日)  <a href="http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/investors-information/social-securities.html">http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/investors-information/social-securities.html</a></p>

所管官庁・対象範囲	保健省
<p>枠組み・概要</p> <p>※低所得者等を対象とした特に医療・介護に係る公的扶助制度があれば記入。</p>	<p>地域医療保険制度        မြို့လူမှုအဖွဲ့အစည်း (モルニティ・サムトウ・サハクム)、(Community Based Health Insurance)</p> <p>■地域医療保険制度(以下、CBHI)は、1998年頃に開始された制度。コミュニティーを基盤として非政府組織(NGO)や地域組織(CBO)が運営し、加入は任意である。加入者は一定の保険料を払うことで自己負担無しで医療機関でのサービスを受給できる。管理運営はRACHA12、GRET13といった国際NGOなどにより、18のオペレーション地区で実施されている。CBHIは2011年頃まで活発であったが、その後、開発パートナーからの支援が減少し、加入者の解約件数も多く、継続が困難になりつつある。</p>
所管官庁・対象範囲	NGOやCBO

## ■健康管理・増進に係る政府の政策(関連指標)

1. 昨今の重点政策		
1)	生活習慣病対策	特になし。
2)	児童の健康増進対策	<p>■2012年に344,186人のU1(1歳未満児)の予防接種を行うなど接種率が高くなった(Annual Health Statistics Report 2012参照)。小児U1の95%が三種混合ワクチンとB型肝炎ウイルス(DTP3-HepB)で免疫化され、93%が麻疹に対して免疫化された。2015年はDTP3-HepBの免疫化率は95%に達している。</p> <p>■プノンペンとシェムリアップにあるKantha Bopha病院は各国から多大な支援を受けている。カンボジアで働くスイス人の小児科医Beat Richner医師による創立で、1992年から2017年までの間、同病院は6億ドル以上を費やして、カンボジアの子どもに治療を行った。その費用のうち、カンボジア政府の助成は5%程度、10%はスイス政府の援助、80%以上は民間の寄付で賄われている。同病院は、25年間で過去1483万人以上の外来の子どもと151万人以上の入院患者の子どもを治療してきた。また同病院では、貧しい家庭のすべての子どもに、手術を含む全ての医療サービスを無料で提供している。重病にかかると地方から2都市の同病院に行くというのが、農村でも一般的に知られている。同病院が無ければ、毎月3,000人以上のカンボジアの子どもが亡くなるだろうと言われている。</p> <p>■政府として同病院の医療活動を継続的にさせるために、政府からも様々な支援政策が行われている。例えば、アンコールワット遺跡群入場券の料金のうち、各チケットの2ドル分は同病院に寄付される。</p> <p>■2018年3月1日、フン・セン首相はKantha Bopha Kampuchea Foundationの設立に正式に署名した。首相自身と夫人が、同基金の名誉会長を務めることになる。首相は、Beat Richner医師によってスイスで創立された従来のKantha Bopha基金については、継続的に同じ立場を保つが、カンボジアでももう一つのKantha Bopha基金を創立すると同時に、政府が公的資金を基金に提供する道を作ると述べている。</p>
3)	中年の健康増進対策	特になし。
4)	女性の健康増進対策(周産期の健康対策、乳がん等婦人科系病対策)	<p>国家社会保険基金からは、出産時支援金が子ども一人あたり400,000リエル(約10,650円)※支給される新制度が発表された。こういった施策の延長線上に、女性の健康増進対策が含まれることになると思われるが、現時点での政府としての取り組みは見当たらない。</p> <p>※100円=3,757リエル、2018年3月末時点。</p>
5)	病院・介護施設整備対策	特になし。



## 2. 関連指標

①全国の病院数(公的、民間)	<p>公的医療機関: 1,350 内訳: 公立病院数が102(国立、州立やレファラル病院含む)、ヘルスセンターが1,141、ヘルスポストが107(2015年12月末時点) 民間医療機関: 8,488 内訳: 総合病院が47、クリニックが244、コンサルテーションクリニックが2891(2015年12月末時点)</p> <p>&lt;公的医療機関&gt; ※レファラル病院は、概ね人口10~20万人を擁する保健行政区に最低1カ所設置される。 ※ヘルスセンターは、概ね人口1~2万人を擁する区域に最低1カ所設置される地方の住民向けの診療所施設である。 ※ヘルスポストは、概ね人口2,000人~3,000人を擁し、ヘルスセンターから15km以上距離のある村等に設置される地方の住民向けの診療所施設である。</p> <p>&lt;民間医療機関&gt; ※総合病院は、病床が20以上あり、クリニックよりさらに専門的な診察が可能。 ※クリニックは、病床が10以上あり、外来および入院患者を診察する。専門医が複数おり、臨床や放射線治療、調剤等を行う。 ※コンサルテーションクリニックは、診察(超音波含む)、緊急手当て、処方箋発行等を行う。</p> <p>出所1: MOH「HEALTH STRATEGIC PLAN 2016-2020 (2016)」 <a href="http://hismohcambodia.org/public/fileupload/carousel/HSP3-(2016-2020).pdf">http://hismohcambodia.org/public/fileupload/carousel/HSP3-(2016-2020).pdf</a> 出所2: WHO and MOH「Health Service Delivery Profile(2012)」 <a href="http://www.wpro.who.int/health_services/service_delivery_profile_cambodia.pdf">http://www.wpro.who.int/health_services/service_delivery_profile_cambodia.pdf</a></p>
②主要都市の病院数(公的、民間)	<p>プノンペン都にはCalmett hospital、Khmer Soviet Friendship Hospital、Preah ket Mealea Hospital、Preah Kossamak Hospital、Kantha Bopha Hospital、Preah Ket Mealea Hospital、National Maternal and Child Health Center、Ang Duong Hospital、National Pediatric Hospitalの7カ所の公立総合病院がある。民間総合病院はSunrise Japan Hospital、Cambo SamSung Hospital、ROYAL PHNOM PENH HOSPITAL、CHO RAY HOSPITALの4カ所。シェムリアップ州の主要な公立病院はSiem Reap Provincial Referral Hospital、Angkor Hospital for Children。同じく民間病院はRoyal Angkor International Hospital である。</p>
③全国の病院のベッド数(公的、民間)	<p>2014年時点の全国の国立病院のベッド数は12,249床である。民間は不明。 ※出所: MOH「Annual Health Financing Report 2015」</p>
④主要都市の病院のベッド数(公的、民間)	不明

⑤全国の介護施設数(公的、民間)	不明
⑥主要都市の介護施設数(公的、民間)	不明
⑦全国の介護施設のベッド数(公的、民間)	不明
⑧主要都市の介護施設のベッド数(公的、民間)	不明
⑨医師の数	2012年の全国総医師数は2,400人程度であり、人口1万人あたりの医師数は2人にも満たない状況。また2017年の時点では、総医師数約3,500人と、増加率は高いもののいまだに不足している。 ※出所:世界保健機関(WHO)「Global Health Observatory (GHO) data」、MOHへのヒアリング
⑩看護師の数	2012年の時点で、Secondary Nurseが5,662人、Primary Nurseが3,366人。 ※出所:MOH「Annual Performance Review 2013」
⑪介護師の数	不明
⑫全国および主要都市の肥満率(BMI30以上)	2016年の18歳以上の肥満率は3.5%(男性2.5%、女性4.5%)である。 ※出所:世界保健機関(WHO)「Global Health Observatory (GHO) data」
⑬全国および主要都市の糖尿病患者数	世界保健機関(WHO)によれば、2013年のカンボジアの成人の糖尿病割合は2.95%、205カ国中で194位である。一方、カンボジア国内の糖尿病患者数の増加は深刻で、2012年時点で約21万人以上と言われ、現地報道では糖尿病患者は100万人という報道もあったほどだ。深刻化するのは都市部の中間層から富裕層の間と推測されたが、実際には患者数は農村地域に多く存在しており、患者数の6割以上(13万人以上)である。カンボジアは10年以上にわたり経済成長率が7%以上を維持しており人々の生活も向上している。近年は、農村においても人々が機械で精米された白米を食べるようになり、米食中心の文化で一人あたりのコメ消費量も多いことが、糖尿病の原因とみられる。 ※出所:世界保健機関(WHO)「Global Health Observatory (GHO) data」、Koh Santepheap Media社報道
⑭全国および主要都市の高血圧症患者数	2015年の18歳以上の人口に占める高血圧症患者の割合は26.1%(男性26.3%、女性25.5%)である。 ※出所:世界保健機関(WHO)「Global Health Observatory (GHO) data」

## ■ 民間の個人向け保険

1)	民間保険の種類	マニユライフ生命保険、カンボジアンライフ、プレデンシャル
2)	民間保険の加入率	<p>カンボジアは他ASEAN諸国と比べると、保険普及率は依然としてまだ低く、2015年の生命保険・一般保険料の収入はGDPのわずか0.45%にしか相当しない。保険に対する知識や認知度が低いことに加え、保険業者に対する信頼やリスクなどの理由で加入するのに躊躇する人が多い。</p> <p>出所：2016年11月24日付けプノンペンポスト記事。          ※保険普及率は同記事が2016年ASEAN保険統計報告を参照している。  <a href="https://www.phnompenhpost.com/business/kingdoms-insurance-sector-small-yet-vibrant">https://www.phnompenhpost.com/business/kingdoms-insurance-sector-small-yet-vibrant</a></p>